

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	電気興業株式会社		コード	6706
提出日	2025/6/12	異動（予定）日	2025/6/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	塚野 英博	社外取締役	○										△					有
2	ジャン＝フランソワ ミニエ	社外取締役	○													○		有
3	高橋 篤史	社外取締役	○										△					有
4	細川 昭子	社外取締役	○													○	新任	有
5	佐藤 りか	社外監査役	○													○	新任	有
6	新井 隆	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の塚野英博氏は、日本電信電話株式会社の研究開発担当役員であり、また、富士通株式会社の元代表取締役であります。当社は両社と取引がありますが、この取引額は当社及び両社ともに年間連結総売上高の2%未満と僅少であります。	塚野英博氏は、総合ITサービス・機器会社においてCFO等として培われた事業戦略やIR活動に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、これらの経験等を活かし、経営の戦略やIR活動及びコーポレートガバナンスの強化のために適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件ならびに当社の独立基準要件にも該当しており、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を有していないことから独立役員に選任しております。
2		ジャン＝フランソワ ミニエ氏は、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化のために適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件ならびに当社の独立基準要件にも該当しており、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を有していないことから独立役員に選任しております。
3	高橋篤史氏は有限責任監査法人トーマツの元パートナーであり、当社は同監査法人を会計監査人に選任しています。	高橋篤史氏は、公認会計士として多数の企業の監査を担当しており、専門的な知識・経験等を有していることから適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件ならびに当社の独立基準要件にも該当しており、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を有していないことから独立役員に選任しております。
4		細川昭子氏は、弁護士として企業活動の根幹に関わる分野で活躍しており、専門的な知識・経験等を有していることから適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件ならびに当社の独立基準要件にも該当しており、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を有していないことから独立役員に選任しております。
5		佐藤りか氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門性と豊富な経験を有しており、業務経験と専門的な知識等を有していることから適任と判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件ならびに当社の独立基準要件にも該当しており、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を有していないことから独立役員に選任しております。
6		新井隆氏は、公認会計士及び税理士として財務及び企業会計に精通しており、業務経験と専門的な知識等を有していることから適任と判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件ならびに当社の独立基準要件にも該当しており、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を有していないことから独立役員に選任しております。

4. 補足説明

社外役員の独立性基準

当社取締役会は、当社における社外役員(会社法第2条第15号に規定される社外取締役及び同条第16号に規定される社外監査役)の独立性判断基準につき、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準を充足していることを前提として、以下のとおり定める。

I. 独立役員の該当性

1. (独立役員の消極要件)

当社において、独立役員であるためには、3に該当する場合を除き、以下のいずれかに該当する者であってはならない。なお、以下において、「主要な取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた者又は支払いを行っている者をいい、「者」とは、個人又は会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人をいう。

(1) (取引先)

①当社を主要な取引先とする者

②当社の主要な取引先である者

(2) (専門家その他の関係者)

①当社又はそのグループ会社から、当社の株主総会において認められた社外役員としての報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。なお、「多額の金銭その他の財産」とは、過去3年の各事業年度にわたってその者の年間売上高(当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高)の2%以上の金銭又は財産を指す。

②当社又はそのグループ会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。）

(3) (先行する事業年度における取引先等関係者)

独立役員として就任する事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)又は(2)のいずれかに該当する者

(4) (主要株主)

当社の主要株主である者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）

(5) (借入先)

当社の主要な借入先（当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関）である者

(6) (近親者)

以下のいずれかに該当する者（重要な者に限る）の近親者（配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族）

①(1)から(4)に掲げる者

②当社又はそのグループ会社の業務執行者

③当社又はそのグループ会社の業務執行者でない取締役

④独立役員として就任する事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、上記①から③のいずれかに該当していた者

2. (独立役員の積極要件)

当社において、独立役員であるというためには、当社の一般株主全体との間で上記1.(1)から(6)で考慮されている事由以外の事情により恒常的に実質的な利益相反が生じるというおそれのない人物であることを要する。

3. (例外措置)

上記1.のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件及び東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

II. 独立役員選任手続（監査役を除く）

独立役員を選任するに際しては、選任過程の透明性及び公正性を確保し、独立役員がその期待される役割を十全に果たすことを可能とするため、指名委員会の同意を経ることとする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。